

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者 }
各指定障害者支援施設運営法人代表者 } 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

就労系サービスにおける利益供与等の禁止の強化について（再周知）

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

指定障害福祉サービスの提供に伴う利益供与等の禁止については、「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成24年岐阜県条例第85号。以下「条例」という。）において定められているところですが、特に、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の事業を運営する法人におかれましては、下記に掲げる規定等を参照のうえ、改めて、その趣旨を確認いただきますようお願いいたします。

記

1 根拠規定

指定就労移行支援に係る条例第160条において準用する第36条

指定就労継続支援A型に係る条例第172条において準用する第36条

指定就労継続支援B型に係る条例第175条において準用する第36条

2 参考（いずれも県HPに掲載）

(1) 集団指導（平成30年3月26日）配布資料

「障害保健福祉関係主管課長会議資料等 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室（1／2冊）」56頁（④利益供与等の禁止の強化）

(2) 平成30年4月3日付け障第4号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

○ 就労移行支援関係 146頁（(7)利益供与等の禁止（基準第184条で準用する基準第38条））

○ 就労継続支援A型関係 157頁（(10)準用（基準第197条）①）

○ 就労継続支援B型関係 158頁（(2)準用（基準第202条）①）

所 属	健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	小林・山中
電 話	058-272-1111 内2616		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		